
監査品質の確保と向上を目指して ～公認会計士・監査審査会の役割～

公認会計士・監査審査会
会長 松井 隆幸

構成

- I. 審査会の目的
- II. 審査会の組織と業務内容
- III. 審査会の権限と審査・検査の位置付け
- IV. 基本方針と基本計画
- V. 検査の概要
- VI. 検査の実施状況
- VII. モニタリングに基づく情報の提供

I 審査会の目的

- ・ 公認会計士・監査審査会（以後、審査会）は、平成16年4月、平成15年に改正された公認会計士法に基づき、従前の公認会計士審査会を改組・拡充して設置された。
 - － 当時、金融審議会・公認会計士制度部会では、会計不正事件に対する米国での対応などの動向を踏まえ、制度の在り方についての検討が行われていた。
 - － 検討の中で、行政において、監視・監督の立場から、「自主規制」の限界を補完することの必要性が指摘された。

I 審査会の目的

- 公認会計士・監査審査会は、平成16年4月の発足以来6期18年にわたり、公認会計士**監査の品質の向上**を図り、その信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性と透明性を高めることを使命として、投資者の資本市場に対する信頼の向上に取り組んでいる。（「監査事務所等モニタリング基本方針」令和4年、1頁。）

I 審査会の目的

- 監査品質をどうとらえるかは、立場により異なる。
 - － 監査はサービスであり、サービスの品質は、受け手の評価に依存する。
 - － 財務諸表監査が想定する主な受け手は、投資者。しかし、監査人に報酬を支払う企業側も、監査サービスを期待する。そのほか、多様な利害関係者が存在する。
- 制度上は、「監査の目的」を達成した程度により判断される。
 - － 財務諸表監査では、監査基準第一 監査の目的で示されたように、適切な意見表明をすることがまず必要。
 - － 加えて、第四 報告基準で求められる情報提供を適切に行うことも含まれる。

I 審査会の目的

年月	副題等	主な出来事（下線は審査会のイベント）
平成16年4月 （第1期）	監査の信頼性確保のために	<u>H16/4 : 審査会発足（改正公認会計士法施行）</u> H16/10 : 西武鉄道(株)、カネボウ(株)事案 H17/10 : 監査に関する品質管理基準設定（H19/3期の監査から実施） <u>H17/10～ : 4大監査法人一斉検査（H18/6勧告）</u> H18/12 : (株)日興コーディアルグループに関し、監視委が課徴金勧告 <u>H19/3 : IFIAR東京本会合開催</u>
平成19年4月 （第2期）	監査の品質の一層の向上のために	<u>H19/6 : 3大監査法人フォローアップ検査結果概要公表（立入検査 H19/2～）</u> H19/7 : みずず監査法人（旧中央青山監査法人）解散
平成22年4月 （第3期）	監査の品質の一層の向上のために	H23/11 : オリンパス(株)が不適切な会計処理事案を公表（H24/4 : 監視委が課徴金勧告） H25/3 : 監査における不正リスク対応基準設定（H26/3期の監査から実施）
平成25年4月 （第4期）	より実効性のある監査の実施に向けて	H27/3 : コーポレートガバナンス・コード公表 H27/5 : (株)東芝が不適切な会計処理事案を公表（H27/12 : 監視委が課徴金勧告） H27/10～ : 会計監査の在り方に関する懇談会（H28/3取りまとめ） <u>H27/12 : 新日本有限責任監査法人に対する検査結果に基づく勧告</u> <u>H28/3 : 公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上公表</u>

I 審査会の目的

年月	副題等	主な出来事（下線は審査会のイベント）
平成28年4月 （第5期）	より実効性のある監査の実施のために	H28/7～：大手監査法人のフォローアップ検査を開始 <u>H28/7～：モニタリングレポート作成・公表開始</u> H29/3：監査法人のガバナンス・コード公表 <u>H29/4：IFIAR事務局東京設置・東京本会合開催</u> H30/11～：会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会（H31/1取りまとめ）
平成31年4月 （第6期）	監査の実効性の更なる向上を目指して	R2/3～：新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響 <u>R2/7～：・フォローアップ検査における個別監査業務の検証の原則不実施</u> <u>・デジタル技術を活用した検査の導入</u> R3/9～：会計監査の在り方に関する懇談会（R3/11論点整理） R3/11：「監査に関する品質管理基準の改訂に係る意見書」を公表 R4/1：金融審議会公認会計士制度部会報告（上場会社の監査品質の確保と公認会計士の能力発揮に向けて）を公表
令和4年4月 （第7期）	監査品質の持続的な向上の促進	R4/5：「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律」公布（上場会社等監査人登録制度の導入：<u>審査会の立入検査権限の見直し</u>） R5/3：監査法人のガバナンス・コード改訂 R5/4：内部統制基準・実施基準改訂 R5/11：四半期報告書制度の廃止 <u>R6/4：IFIAR大阪本会合開催</u>

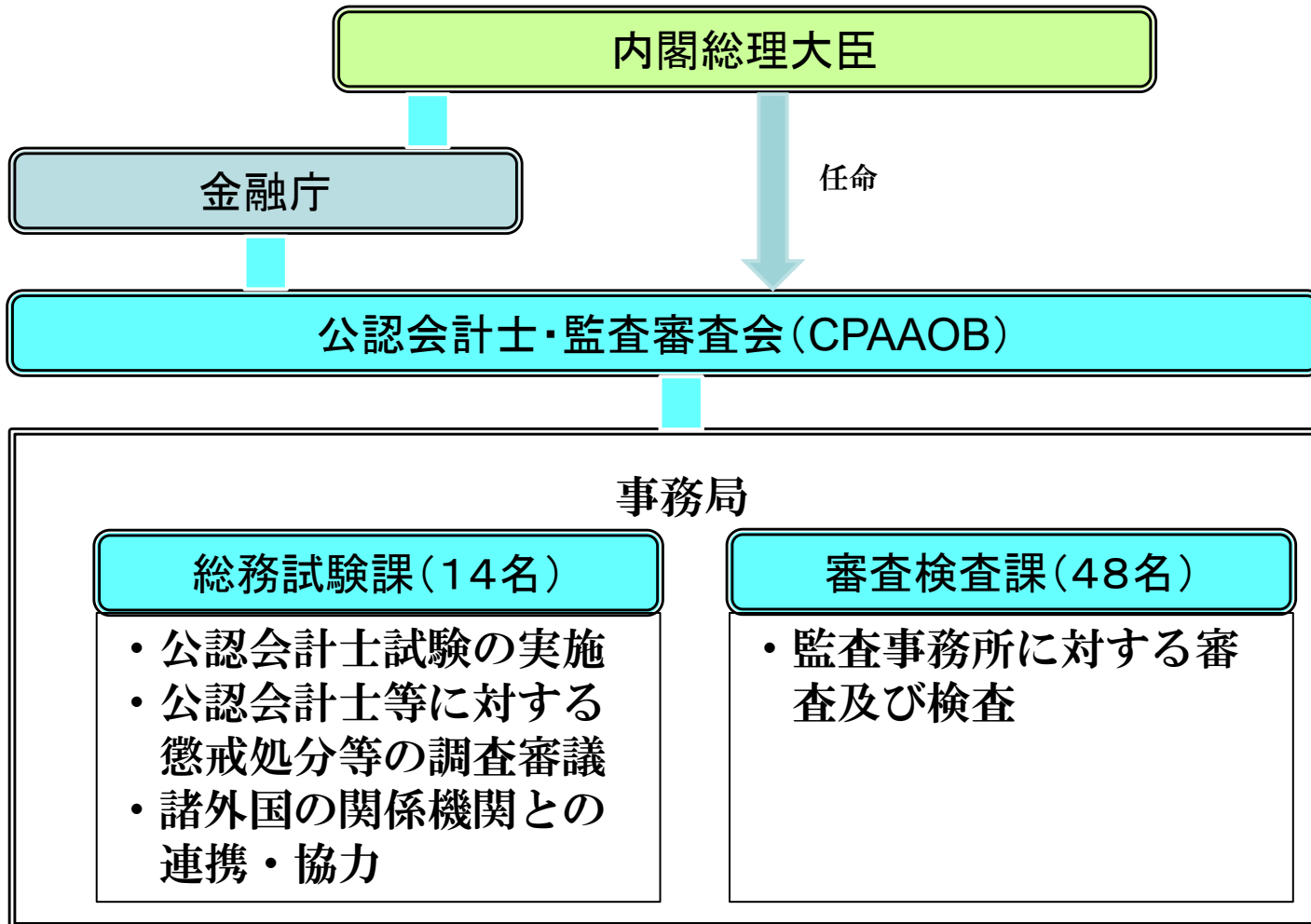
Ⅱ 審査会の組織と業務内容

- ・ 審査会の組織に関する公認会計士法等における規定の概要
 - － 審査会の会長及び委員は、独立してその職権を行う。
(第35条の2)
 - － 審査会は、会長及び委員九人以内をもつて組織する。委員は、非常勤とする。ただし、そのうち一人は、常勤とすることができる。(第36条)
 - － 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。(第37条)
 - － 会長及び委員は、公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。(第37条の2)

Ⅱ 審査会の組織と業務内容

- － 会長及び委員の任期は、三年とする。会長及び委員は、再任されることができる。（第37条の3）
- － 審査会の事務を処理させるため、審査会に事務局を置く。事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。（第41条）
- － 事務局長は、関係のある他の職を占める者を充てることができる。（公認会計士・監査審査会令第1条）
- － 事務局に、総務試験課及び審査検査課並びに総括調整官一人、試験専門官一人、公認会計士監査審査官一人、総括公認会計士監査検査官一人、主任公認会計士監査検査官七人及び公認会計士監査検査官三十八人を置く。
（公認会計士・監査審査会事務局組織規則第1条）

Ⅱ 審査会の組織と業務内容



上記人員数は、令和5年度定員ベース

(審査会『公認会計士・監査審査会』(パンフレット) 令和4年度版、2頁。一部修正。)

Ⅲ 審査会の権限と審査・検査の位置付け

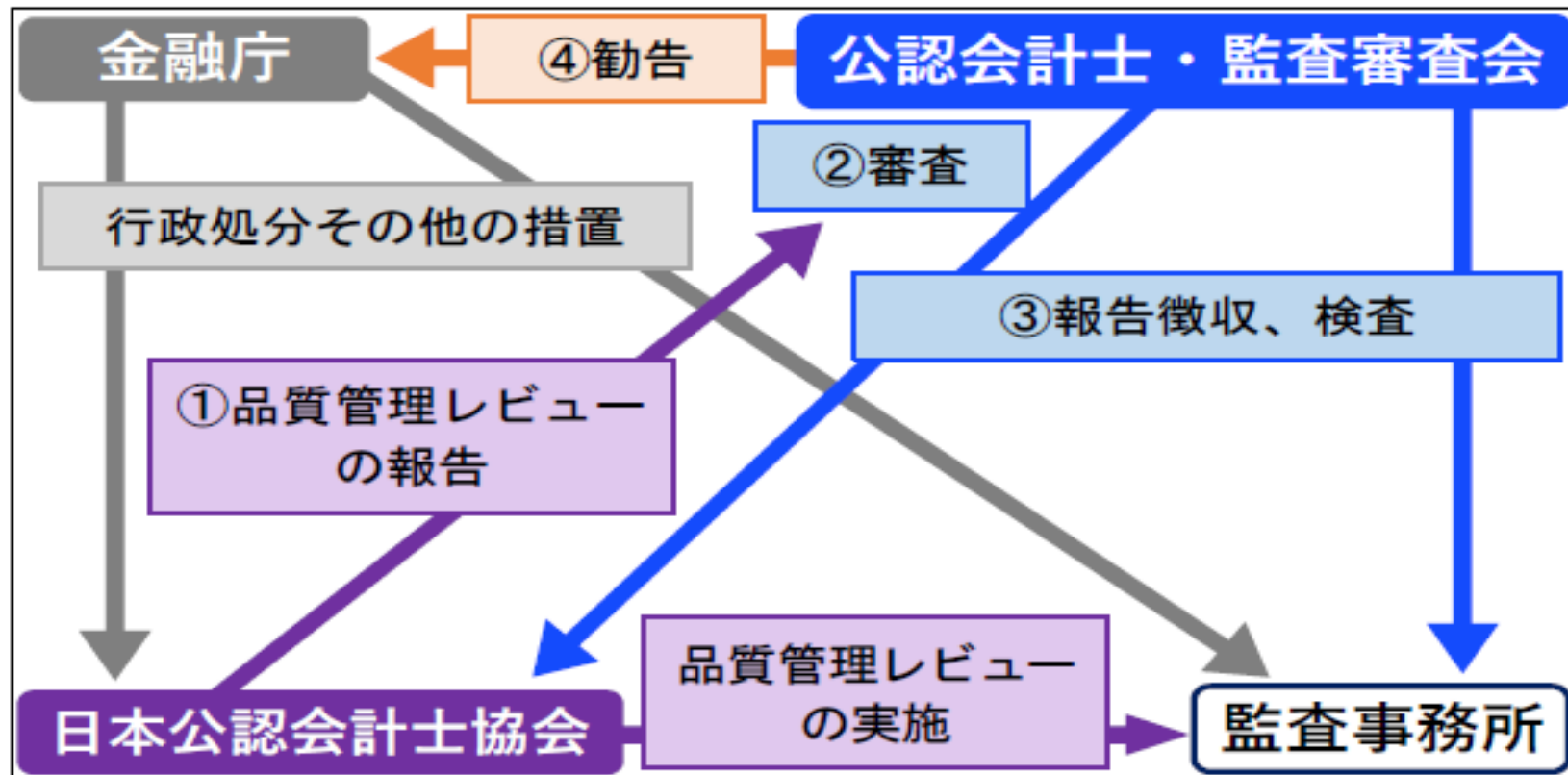
- ・ 公認会計士法による内閣総理大臣の権限は、金融庁長官に委任。金融庁長官は、委任された権限のうち、以下の権限を審査会に委任。
(第49条の4)
 - ① 品質管理レビューの報告の受理に関する事務
 - ② 日本公認会計士協会（以後、協会）に対する報告徴収・立入検査権限
 - ③ 公認会計士、外国公認会計士又は監査法人に対する報告徴収権限
 - ④ 公認会計士、外国公認会計士又は監査法人その他関係先に対する立入検査権限

Ⅲ 審査会の権限と審査・検査の位置付け

- 審査会は、スライド10の権限を行使した場合、必要があると認めるときは、その結果に基づき、公認会計士等の監査証明業務、又は協会の事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣に勧告することができる。（第41条の2）

Ⅲ 審査会の権限と審査・検査の位置付け

図表Ⅱ-1-1 <審査会による審査、報告徴収及び検査のスキーム>



(審査会『令和6年版モニタリングレポート』、37頁)

IV 基本方針と基本計画

- 審査会の監査事務所に対する審査及び検査の方針は、「監査事務所等モニタリング基本方針」及び「監査事務所等モニタリング基本計画」により示される。
 - － 「**基本方針**」は、審査会の各期（1期3年）毎に公表。第7期（令和4年4月～令和7年3月）の基本方針は、令和4年5月20日に公表。令和5年7月に一部改訂。
 - － 「**基本計画**」は、基本方針に基づいて策定し、各事務年度毎に公表。令和6事務年度（令和6年7月～令和7年6月）の基本計画は、令和6年7月19日に公表。

IV 基本方針と基本計画

- ・ 審査会のモニタリングの考え方（「基本方針」令和4年、2頁）
 - － 審査会のモニタリングは、常に**国民の視点という公益的立場**に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して実施することにより、**監査事務所自ら**による監査の品質の確保・向上を**継続的に促し**、資本市場における監査の信頼性の確保を図ることを目的とする。
 - － モニタリングの実施に当たっては、**個別の監査意見の適否そのものを主眼とするのではなく**、・・・監査事務所の規模、業務管理態勢及び被監査会社のリスクの程度を踏まえた効果的・効率的なモニタリングを通じて、監査事務所の監査の**品質管理を含む業務の適正な運営の確保**を図ることとする。

IV 基本方針と基本計画

- 監査事務所の実施する監査が、監査の基準に形式的に準拠しているかにとどまらず、会計不正等を見抜くような**職業的懐疑心を発揮している**かなど、監査の品質の確保・向上に向けて監査事務所が構築した**品質管理態勢が実効的**なものとなっているかを重視する。また、監査事務所の組織風土の形成に大きな影響を与えるトップの方針等、監査事務所の**ガバナンス**が監査事務所の業務の適正な運営の確保に資するものとなっているかを重視する。さらに、協会による品質管理レビューや審査会によるモニタリングを通じて検出された問題点について、監査事務所が**根本的な発生原因を究明し、適切な改善**に取り組んでいるかを重視する。

IV 基本方針と基本計画

- 共通重点項目（「基本計画」令和6年、14-15頁）

監査の品質の向上に向けた監査事務所経営層のコミットメント

業務管理態勢の実効性

品質管理態勢の実効性

改訂品質管理基準等に準拠した品質管理システムの整備・運用状況

品質管理に関する施策（品質管理レビューや審査会検査における指摘等に対する改善措置を含む。）の監査現場における浸透・定着状況

監査資源の確保、育成及び配分の状況（監査資源に対するモニタリング等の実施状況を含む。）

改正倫理規則の遵守状況

監査契約の新規受嘱・解除に係る経緯等（新規受嘱時におけるリスク評価等の適切性、監査実施態勢の整備状況、引継の実施状況を含む。）

不正リスクに係る監査の実施状況

収益認識に係る監査の実施状況

会計上の見積りに係る監査の実施状況

KAM の決定過程や監査上の対応の記載内容・実施状況

IV 基本方針と基本計画

- 共通重点項目

財務諸表の注記等の記載内容に係る監査の実施状況

経営者等とのディスカッション及び監査役等とのコミュニケーションの実施状況

「その他の記載内容」に係る手続の実施状況

- 大手監査法人の重点項目（「基本計画」令和6年、15頁）

監査の品質の確保・向上に向けた、トップを含む経営層及び品質管理部門の監査現場（事業部等）に対するけん制機能の発揮

品質管理部門等による個別監査業務に対するモニタリングの実施状況

被監査会社において不適切な会計処理があった場合における監査の不備やその原因に係る事後検証及びその後の改善対応の実施状況

- 準大手監査法人の重点項目（「基本計画」令和6年、16頁）

トップを含む経営層による監査の品質を重視する組織風土の醸成に向けた取組の状況

法令・職業倫理を遵守する組織風土の醸成に向けた取組

品質管理部門と監査現場（事業部等）との連携の状況

品質管理部門による個別監査業務に対するモニタリングの実施状況

監査調書の管理（監査調書の不適切な修正、追加作成等の防止を含む。）の状況

IV 基本方針と基本計画

- 中小規模監査事務所の重点項目（「基本計画」令和6年、17頁）

トップを含む経営層の品質管理に対する認識

法令・職業倫理を遵守する組織風土の醸成に向けた取組

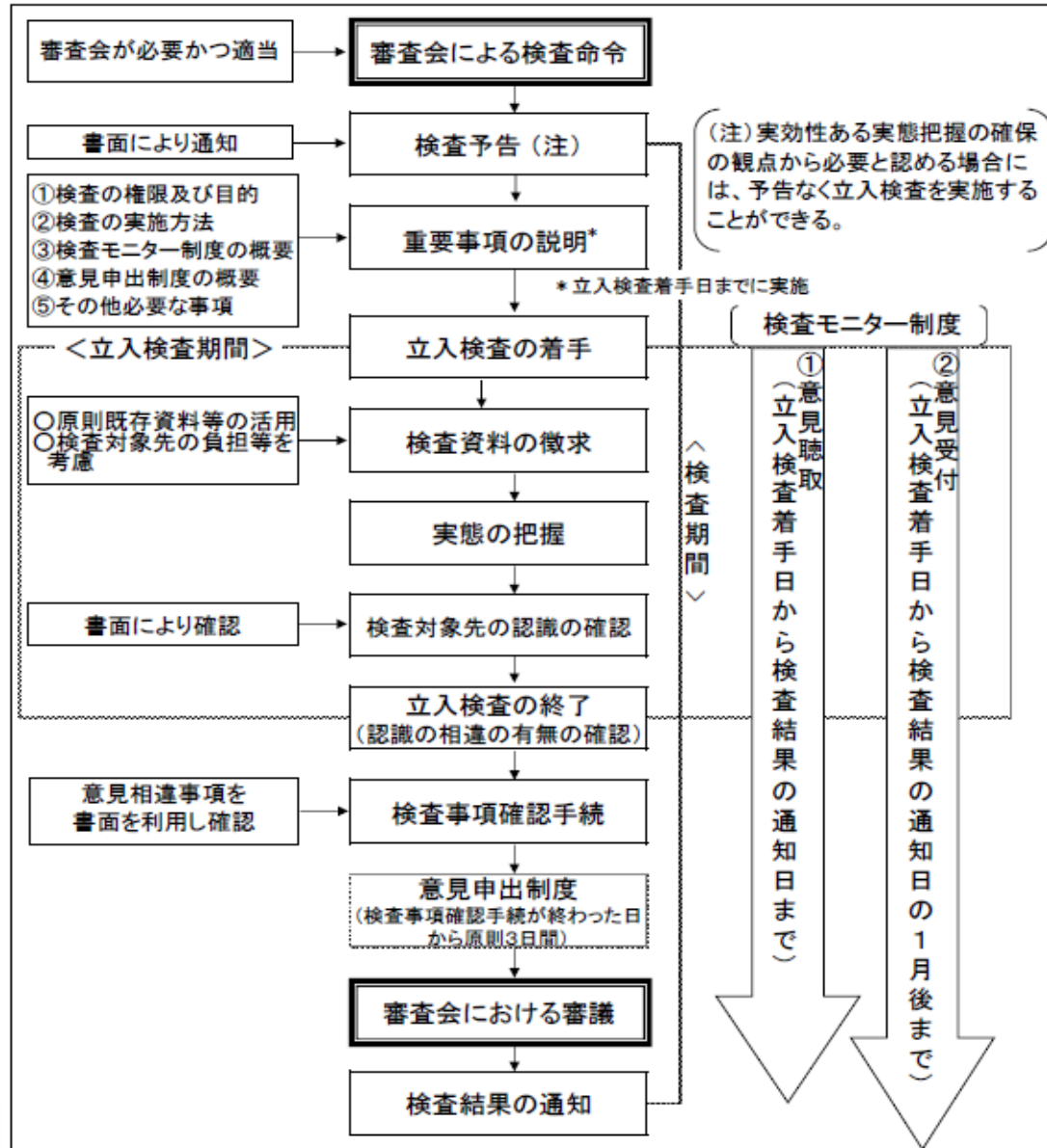
地区事務所を含めた組織的な品質管理態勢の整備・運用状況

社員・職員の職業倫理、独立性や法令等遵守に対する認識

監査調書の管理（監査調書の不適切な修正、追加作成等の防止を含む。）の状況

- ✓ 大手監査法人＝概ね100社以上の上場被監査会社を有し、かつ常勤の監査実施者が1,000名以上所属する監査法人
- ✓ 準大手監査法人＝大手監査法人に準ずる規模の監査法人
- ✓ 中小規模監査事務所＝大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所

図表Ⅱ-1-3 <検査の標準的なフロー>



（審査会『令和6年
版 モニタリングレ
ポート』、44頁）

V 検査の概要

- 検査方法
 - － 原則として、検査官が監査事務所に赴き、事務所の業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の実施状況を検査。
 - 近年、監査事務所から借り受けた、PCによる監査調書等の閲覧やウェブ会議システムによるヒアリングを実施するなどリモートでの検査手法を併用。
 - － 検査対象となる個別監査業務は、リスク・ベースで選定。
 - － 検査は、監査調書、帳簿書類その他の資料の閲覧や監査事務所の構成員に対するヒアリング等を通じて実施。
 - － 原則として監査事務所の既存資料等を活用。既存資料以外の資料を求める場合、必要性を十分に検討。
 - － 検査の過程で把握した事実及び経緯（指摘事項）は、書面により監査事務所の責任者に対して確認。

V 検査の概要

- 検査事項確認手続
 - － 主任検査官は、立入検査終了後、検査において認められた問題点等を取りまとめた上で、監査事務所に伝達。監査事務所の認識を聴取し、その時点で意見相違となっている事項を確認。
- 意見申出制度
 - － 意見相違事項がある場合、監査事務所は、審査会事務局長宛てに書面にて意見の申出を行うことができる。
- 検査モニター制度
 - － 監査事務所から検査官の検査手法等に関する意見を受付。検査の実態を把握し、適切かつ効率的な検査の実施に役立てる目的。
 - － 総務試験課長等が、監査事務所を訪問し、責任者から意見を聴く「意見聴取」とメール又は郵送で意見を受付ける「意見受付」がある。

V 検査の概要

● 検査結果通知書

図表Ⅱ-1-7 <検査結果通知書の記載項目>

1. 特に留意すべき事項
2. 検査の視点
3. 品質管理態勢の維持向上に向けて監査事務所が整備した業務の執行の適正を確保するための措置（品質管理態勢）の状況
4. 監査業務の実施（個別監査業務）の状況

（審査会『令和6年版モニタリングレポート』、49頁）

V 検査の概要

図表Ⅱ-1-8 <特に留意すべき事項の例>

1. 特に留意すべき事項

貴監査法人を検査した結果、検証した範囲において、貴監査法人の運営については、以下のとおり、……認められる。

(1) 業務管理態勢

……（ガバナンス、業務運営上の問題を記載）

(2) 品質管理態勢

……（品質管理のシステムに関する不備事項等を記載）

(3) 個別監査業務

……（監査業務上の不備事項等を記載）

（審査会『令和6年版モニタリングレポート』、49頁）

V 検査の概要

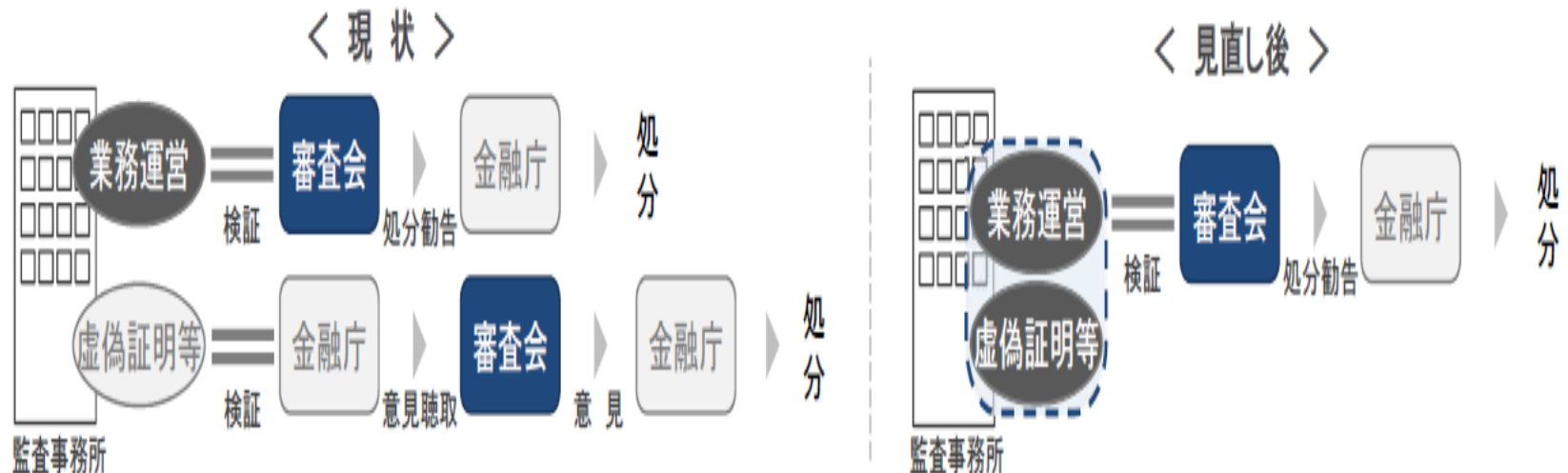
- 総合評価＝監査事務所の業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の状況の評価結果に基づき、次の5段階に区分。
 - － 良好であると認められる（総合評価：1）
 - － 改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価：2）
 - － 改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない（総合評価：3）
 - － 良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある（総合評価：4）
 - 総合評価4の場合、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施し、改善計画を含む改善の実施状況について報告を受ける。
 - － 著しく不当なものと認められる（総合評価：5）
 - 総合評価5の場合、金融庁長官に対して行政処分その他の措置について勧告を行う。

(参考) 検査権限等の見直し

公認会計士・監査審査会によるモニタリング

- 公認会計士・監査審査会の立入検査等において、監査法人等の業務運営に加え、虚偽証明等の検証も行えることとする。

【公認会計士法第49条の4第2項】



-2-

金融庁「説明資料 公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案」2022年3月、2頁。

VI 検査の実施状況

- 検査の実施頻度
 - － 大手監査法人＝原則として毎年（通常検査とフォローアップ検査を交互に）。なお、フォローアップ検査に代えて、報告徴収により、改善に向けた取組を確認する場合がある。
 - － 準大手監査法人＝定期的に（原則として2年に一度）検査を実施。
 - － 中小規模監査事務所＝品質管理レビューの結果、監査事務所の業務管理態勢及び上場被監査会社のリスク等を踏まえ、必要があると認める場合。上場会社監査における役割が増大しているため、中小規模監査事務所に対する検査をより重視した運用を行う。

Ⅵ 検査の実施状況

図表Ⅱ-1-4 <直近5年間の検査の実施状況（着手日ベース）（単位：事務所数）>

事務年度	R元 (注1)	R2 (注1)	R3 (注1)	R4	R5
大手監査法人	4 (2)	4 (2)	4 (2)	2	2
準大手監査法人	2	2	1	2	2
中小規模監査事務所	3	4	4	5	5
外国監査法人等(注2)	1	0	0	1	0
合計	10 (2)	10 (2)	9 (2)	10	9

(注1) 括弧内はフォローアップ検査を実施した事務所数を内数として記載している。

(注2) 外国監査法人等については、2. 外国監査法人等関係（54ページ）を参照のこと。

(資料) 審査会検査結果より審査会作成

（審査会『令和6年版モニタリングレポート』、46頁）

Ⅵ 検査の実施状況

図表Ⅱ-1-9 <直近5年間の検査における総合評価の状況（単位：事務所数）>

区分（総合評価）	大手 監査法人	準大手 監査法人	中小規模 監査事務所
良好であると認められる（総合評価：1）	—	—	—
改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価：2）	4	—	—
改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない（総合評価：3）	—	2	3
良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある（総合評価：4）	—	3	6
著しく不当なものと認められる（総合評価：5）	—	—	7

（注1）令和元事務年度から令和5事務年度の間に通常検査に着手し終了した監査事務所

（注2）当該期間に通常検査を複数回実施した監査事務所については、直近の検査結果のみを集計している。

（審査会『令和6年版モニタリングレポート』、51頁）

VII モニタリングに基づく情報の提供

- 被検査監査事務所は、被監査会社の監査役等に対し、以下の事項を伝達しなければならない。
 - － 検査結果通知書の「特に留意すべき事項」及び監査事務所の対応状況
 - － 検査の対象業務として選定された被監査会社の監査役等に対しては、当該被監査会社に係る不備の内容及び監査事務所の対応状況
 - 協会の監査基準報告書は、監査事務所に、検査結果通知書の内容及び対応状況を監査役等に書面で伝達するように要求。
- 令和6年6月、審査会は、検査結果の第三者への開示に関する取扱いについて、「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」等を改正。検査結果の第三者開示にあたり、審査会の事前の承諾を不要とする開示先について、被監査会社の監査役等に加え、被監査会社の取締役並びに親会社の監査役等及び取締役などを追加している。

また、審査会の承諾を得た上で、検査結果を以下の者に開示することができる。

 - － 被監査会社の子会社の監査役等及び取締役
 - － 潜在的な被監査会社等

VII モニタリングに基づく情報の提供

- ・ モニタリングレポート
 - － 読み手として、監査会計の専門家や市場関係者だけでなく、学生や社会人など一般の人々を視野に入れる。
 - － 読み手の監査に対する理解を深めることに資する観点から、審査会における最新のモニタリングの結果や監査事務所の状況を反映させる。
- ・ 検査結果事例集
 - － 読み手として、監査事務所の社員・職員、被監査会社の取締役・監査役等、市場関係者を想定する。
 - － 優れた取組等を含め、最近の検査で確認された事例等を抽出し、深度ある分析を行った上で改訂し公表する。